

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

心配りを

島村信仁経営ドクターの話です。
新潟県燕三条駅前のアパヴィラホテルに、その人はいた。ホテルをチェックアウトすべくキャリーケースを持って部屋を出た時、すでにその階では女性スタッフがベッドや枕などの掃除を始めていた。私の部屋は一番奥だったが、反対側の奥の方で仕事をしていたその女性は、私に気づくと私よりも早くエレベーターのところへ着き、下に降りるボタンを押して、「行ってらっしゃいませ」と笑顔で言ってくれたのである。自分の仕事をしながらも宿泊客の動きに目を配り、フロア全体に気を配り、先回りしエレベーターのボタンを笑顔で押す。この心配りが、商売繁盛の活路を開く。商業界所載。

ヒント

税務 ミニガイド

平成28年1月から、特定公社債等に対する税制が改正され、従来、利子等は源泉分離課税、譲渡損益は原則非課税、償還損益は総合課税であったものが、すべて申告分離課税（所得税等・住民税20.315%源泉徴収）となり、上場株式等との通算、譲渡損失の3年間の繰越控除が可能となります。



四万十川のシラス漁

四国フォトサービス/オアシス

保険料控除申告書に 基づく所得控除

東京都福祉保健局 税務課

□年末調整における所得控除

年末調整において、扶養控除等申告書や保険料控除申告書に基づいて、11種類の所得控除を適用することになります。

ここでは、そのうち保険料控除申告書に基づいて適用される4種類の所得控除の留意点を確認していきます。

□生命保険料控除

生命保険料控除については、対象となる生命保険料等を、新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧生命保険料、旧個人年金保険料に区分して控除額（最高限度額は、12万円）を計算することになります。

控除を受けるためには、旧生命保険料のうち年間の支払保険料が9千円以下であるものを除いて、生命保険会社等が発行した控除証明書の添付（提示）が必要となります。

□地震保険料控除

本年中に、特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等（地震保険料）を支払ったときは、地震保険料控除（最高限度額は、5万円）の適用を受けることができます。

地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、火災保険契約等に附帯して締結されるものまたはその契約と一体となって効力を有する一の契約で、本人または同一生計の配偶者・親族の所有する家屋で、常時居住の用に供するものまたは生活に通常必要な家具、什器、衣服などの生活用動産を保険等の対象としているもので、地震等による損害の額をてん補する保険金等が支払われる契約に基づいて支払った保険料です。

一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料（旧長期損害保険料）についても、地震保険料控除の対象とすることができます。

控除を受けるためには、金額にかかわらず、損害保険会社等が発行した控除証明書の添付（提示）が必要です。

□社会保険料控除



○今お札は、福沢諭吉、新渡戸稲造、夏目漱石の3人だが、文化人路線で行こうと決めたのが昭和55年頃。その他の候補は、森鷗外、芥川龍之介、正岡子規、樋口一葉、与謝野晶子、滝廉太郎、岡倉天心、嘉納治五郎らだった。最終的に世界のYENに相応しく、外国事情を我が国に紹介した福沢、ロンドン留学経験の漱石、国際交流に努めた新渡戸に決定した。



給与等から控除される社会保険料以外に、本人または同一生計の配偶者・親族が負担すべき社会保険料を支払った場合には、社会保険料控除の適用を受けることができます。控除額は、その年中に支払った社会保険料の額（全額）です。控除を受けるためには、国民年金保険料、国民年金基金の加入者掛金に限り、日本年金機構（厚生労働省）または国民年金基金連合会が発行する控除証明書の添付（提示）が必要です。

□小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等の掛金を支払った場合には、小規模企業共済等掛金控除の適用を受けることができます。

小規模企業共済等掛金とは、次の3種類のものをいい、控除額は、その年中に支払った小規模企業共済等掛金の額（全額）です。

- ①小規模企業共済の掛金（独立行政法人中小企業基盤整備機構との契約）
- ②心身障害者扶養共済制度の掛金（地方公共団体の条例の規定による）
- ③確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金

控除を受けるためには、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が発行した控除証明書の添付（提示）が必要です。

マイナンバー法上の 「法人番号」とは

国税庁は、この程、マイナンバー法の施行に伴いすべての法人に対して付番される「法人番号」の各法人への通知時期とインターネット上に公表する内容等を各々発表しました。今回はこの内容について整理したいと思います。

1. 法人番号とは

法人番号は設立登記法人のほか一定の人格なき社団等に付番される13ケタの番号です。特に留意すべきは、個人番号12ケタと異なって、原則として公表され、誰でも自由に利用が可能なところにあります。

2. 法人番号の通知期間

法人番号が記載された法人番号指定通知書は、設立登記法人等に対しては普通郵便で、人格のない社団等に対しては簡易書留で郵送されます。差出人名は「国税庁法人番号管理室」です。

なお、全国の法人に一斉に通知することはせずに10月22日から11月25日の間に都道府県単位で7回に分けて通知書を発送します。

その後、法人番号等は通知書の発送日からそれぞれ2営業日後に公表されます。

3. インターネット上の扱い

国税庁は、インターネット上に「国税庁法人番号公表サイト」を開設し、法人番号の通知後に以下の基本3情報を順次掲載し公表します。

- ①商号または名称
- ②本店または主たる事務所の所在地
- ③法人番号の利用開始時期

行政分野では平成28年1月以降、税に係る分野での手続きで使われることが決定しており、法人税申告のケースでは、平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告から法人番号を記載します。

効果として、企業など法人の名称・所在地が容易でスピーディに確認可能となり、企業間取引の事務効率化や、国民に有用な企業情報の提供が期待できるとされています。

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰しております。今年も残り少なくなりました。実は両親が相次いで亡くなり、悩み多い歳末でございます。

A それは何ともお返しする言葉が見つかりません。ご愁傷様でございます。取りあえず順を追って伺いましょう。

Q 実は今年4月3日に父（甲）が死亡し、母（乙）も後を追うように9月10日に亡くなりました。まだ分割協議も進展していません。

乙には大した財産はありません。甲には居住用土地、家屋があります。

長男（A）と次男（B）の私は現在協議中です。配偶者乙に財産取得の可能性があるのか、そのあたりの法律関係がよく分かりません。

以上のような状況下でどのような財産の分割方法があるのか、また、相続税の申告手続きについてご指導を賜れば幸いです。

父母が相次いで死亡 申告はどうなる

A 判りました。この場合、分割方法に二通りの考え方があります。つまり、1案として相続開始にかかる相続（一次相続）

で甲の遺産を乙が取得しない旨と、A及びBが取得する財産を記載した遺産分割協議書を作成することにより、A及びBが遺産の全部を直接相続することができ、これに基づく相続税の申告書を提出することができます。

また、第2案として一次相続による財産の一部を乙が取得したとする遺産分割協議書を作成して、その旨の登記をし、且つ、配偶者の税額軽減の適用を含めた相続税の申告書を提出することができます。

Q 有難うございます。兄とも税金面や、その他の観点から分割協議をまとめ、近々お伺いいたします。

A 申告期限は、第1案は来年の2月3日、第2案は7月10日ですので、念のため。

ナマの税務相談室

税務申告の適正確保のための「チェックシート」

企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、日税連監修で法人会が作成している「自主点検チェックシート」というのがあります。チェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、内部統制や経理水準を向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務コンプライアンスを向上させ、税務リスクの軽減にもつなげることを期待するものです。

他方、「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」というのがあります。税務当局が直接取り組んでいるものです。「申告書の自主点検と税務上の自主監査の促進」をしようとしています。具体的には、過去に

提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を税務当局が表形式に取りまとめた、「税務上の要注意項目確認表」「申告書確認表」を使って、自己チェックをさせようというものです。

国税庁ホームページ(「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報(調査課所管法人の皆様へ))に掲載されているので誰でも確認できます。「申告書確認表」は法人税申告書の完成前のミス発見のための点検作業に有用な内容になっており、「税務上の要注意項目確認表」は、法人会の「チェックシート」と連続するもので、会社決算作業での調整事項や申告調整事

項の把握漏れ等の自主監査に有用です。

当面は、国税局調査課所管法人だけを対象にするとしており、申告書への添付は義務付けのないものの「確認表」でのチェック作業の有無だけは事業概況書に反映することを予定しているようです。

調査件数が年々減少しており、他方で特定分野への重点調査の必要性が高くなっていると共に、調査での調査官の素養も高くないと太刀打ちできなくなっているところもあり、通常一般の税務調査については、一種の作業マニュアル化を進行させると共に、実地の臨場調査の選別の判断材料にも使いたい、ということのように推測されます。

でも、チェックシートのスタイルなので、書面添付に比し簡便で作成しやすく、税理士事務所での実務でも役立つでしょう。

「忘れぬし袂なもとの銭や
年の暮 冬葉」
思わぬところから忘れて
いたお金が出てきたという、
何とも縁起のいい年の暮。
年末調整で還付があれば、
いずれ確定申告で出ていく
ようなケースであっても、
暫時、一寸したお小遣い。
閑話休題。気忙しい師走
12月。年末だけの仕事が目
白押しです。早め早めの準
備が必要です。
7日大雪、22日冬至。



私はいつも
自分のできないことをしている。
そうすればそのやり方を学べるからだ。
(パプロ・ピカソ)

12月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○11月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○11月分個人住民税特別徴収分の納付 (特例適用者は6か月分)
○10月決算法人の確定申告	(翌年)	○10月決算法人の確定申告
○28年4月決算法人の中間(予定)申告	1月4日	○28年4月決算法人の中間(予定)申告
○給与所得者の年末調整等源泉徴収事務	(本年最終給与支給日まで 地方条例による)	○固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。